

### 3. 指針等（指針、基準等）



01 被害認定の基準

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は、死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は、受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は、必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	住家全壊 (全焼・全流出)	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の20%以上、30%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもものとする。但し、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※	非住家被害は全壊、又は半壊のもののみを記入するものとする。
その他の被害	田の流失埋没	他の耕土が流失し、又は、砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水がつかったものとする。
	畑の流失埋没及び冠水	他の田に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養

3. 指針等

【情報収集・連絡】

		護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）代 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
その他の被害	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 25 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ゴミ処理及びし尿埋葬施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は、簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は、簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であつての、生活が別であれば分けて扱うものとする。 ※住家の一部破損及び油化した浸水の被害世帯は含まない
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	被害金額	公立文教施設
農林水産業施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
災害中間年年報及び災害年報の被害金額の記入方法		公共文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。
公共施設被害市町村		公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害		農林水産施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害		農林水産施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害		農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
商工被害		建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機器具等とする。

## 02 被害状況等の調査・報告事項

種 別	調 査 報 告 事 項
死者・行方不明者	発生場所、原因、氏名、住所、年齢、性別（死亡日時）
負傷者	発生場所、原因、氏名、住所、年齢、性別、負傷の部位・程度、救出・救急状況、病院名
家屋全壊（流出）	原因、氏名、棟数、世帯数、人員避難状況、（避難場所、避難世帯、人員、食糧・毛布の支給等）
家屋半壊	
家屋一部損壊	
床上浸水	原因、戸数、世帯数、人員（世帯主氏名）避難状況（避難場所、避難世帯、人員、食糧・毛布の支給等）
床下浸水	
非住家被害	種別（公共建物、倉庫、車庫等）、被害程度、応急状況
道路被害	箇所、管理種別（国、県、市町村別）、被害状況、応急対策（動員数、使用資機材）、通行等の状況
橋梁被害	
堤防被害 （河川、貯水池、 ため池、用水路）	箇所、管理種別（国、県、市町村、私等別）、被害程度（規模）、関連被害（住家、田畑等）、応急対策（動員数、使用資機材）
田畑被害	被害地域面積（冠水、埋没、流出）
山、崖くずれ	被害の規模、人身、家屋等被害の有無、道路等の影響、応急対策（動員数、使用資機材）
水道施設被害	原因、被害状況（断水状況）、応急・復旧対策（給水状況）、（上水道、工業用水、簡易水道）
下水道施設被害	原因、被害状況、応急・復旧対策
通信・電力被害	被害状況、応急・復旧対策

※浸水、堤防、山・崖くずれ等の被害は、次の事項についても調査・報告をすること。

1. 宅地工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域内・外の別
2. 風水害危険区域（箇所）指定の確認

3. 指針等

【高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保】

01 河川、土砂災害、高潮関係の避難基準

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保は、以下の基準を参考に気象警報・注意報発表の下、気象状況や河川状況等も含めて総合的に判断して発令する。

【災害の種別】		【水害】	
発令区域	<b>大淀川（外水被害） （洪水予報河川）</b> ※本庁管内は柏田観測所を基準とし、区域は洪水ハザードマップの浸水想定区域とする。ただし、高岡総合支所管内は高岡観測所を基準とし、区域は高岡総合支所が主体となり、関係部署と協議し設定する。	<b>大淀川の各支川及びその他の河川等（内外水被害）</b> ※区域は、各避難発令部署が主体となり、関係部署と協議し設定。（各観測点も同様に、各避難発令部署が主体となり、関係部署と協議し設定する。）	
		<b>「避難判断水位」設定有 （外水被害） （本庄川・清武川・水位周知河川）</b>	<b>「避難判断水位」設定無 （内水被害）</b>
発令レベル			
警戒レベル3 高齢者等避難	大雨・洪水警報が発表され、 ○指定河川洪水予報により、設置した観測点の水位が避難判断水位（レベル3水位）に達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されたとき。 ○指定河川洪水予報により、設置した観測点の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に達する予測が発表されているとき（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）。 ただし、夜間に警戒レベル3高齢者等避難を発令するおそれがあるときは、避難判断水位にかかわらず、日没前に発令するものとする。	大雨・洪水警報が発表され、○設置した観測点の水位が避難判断水位（レベル3水位）に達したとき。 ○設置した観測点の水位が避難判断水位（レベル3水位）に達する前であっても、上流の観測点の水位が急激に上昇するなど、急激な水位上昇のおそれがあるとき。 ただし、夜間に警戒レベル3高齢者等避難を発令するおそれがあるときは、避難判断水位にかかわらず、日没前に発令するものとする。	大雨・洪水警報が発表され、設置した観測点の内水位が量水標の避難勧告水位（黄）に達し、引き続き水位が上昇すると予想されるとき。
警戒レベル4 避難指示	○指定河川洪水予報により、設置した観測点の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に達し、「大淀川下流部氾濫危険情報」が発表されたとき。 ○設置した観測点の水位が氾濫危険水位に（レベル4	○設置した観測点の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に達したとき。 ○設置した観測点の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に達する前であっても、上流の観測点の水位が	設置した観測点の内水位が量水標の避難指示水位（赤）に達したとき。

【災害の種別】	【水害】		
	水位) に達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想されるとき。	急激に上昇するなど、急激な水位上昇のおそれがあるとき。	
	避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合、暴風警報の発表後速やかに発令する。		
警戒レベル5 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。		
	<p>&lt;災害が切迫&gt;</p> <p>○設置した観測点の水位が氾濫開始相当水位に達したとき。</p> <p>○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき。</p> <p>&lt;災害発生を確認&gt;</p> <p>○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (「大淀川下流部氾濫発生情報」の発表、水防団からの報告等により把握できた場合)</p>	<p>&lt;災害が切迫&gt;</p> <p>○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき。</p> <p>&lt;災害発生を確認&gt;</p> <p>○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (水防団からの報告等により把握できた場合)</p>	<p>&lt;災害が切迫&gt;</p> <p>○設置した観測点の内水位が堤防高に達したとき。</p> <p>○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき。</p> <p>&lt;災害発生を確認&gt;</p> <p>○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (水防団からの報告等により把握できた場合)</p>
	○各発令判断基準水位は、資料編 5-32 に記載のとおり。		短時間又は局地的豪雨により、上記避難指示等が発令されない内に小河川等が氾濫し、安全な場所等への「立退き避難」が困難なときは、自主的判断により上階への移動等による「緊急安全確保」とする。
特記事項	<p>○避難は、自宅等から指定緊急避難所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等へ移動する「立退き避難」を基本とする。</p> <p>○自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域外で、浸水しない居室があり、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できる場合、自主的な判断により「屋内安全確保」を行うことも可能とする。</p> <p>○避難指示等が発令されなくても、「自らの身は自分で守る」ことを基本に、身の危険を感じたら躊躇(ちゅうちょ)なく自主的に避難することを基本とする。</p> <p>○台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがあるときは、上記にかかわらず避難行動が困難になる前に発令を行う。</p> <p>○上記基準によらず、その地域の特性及び気象状況に応じて、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒レベル4 避難指示、警戒レベル5 緊急安全確保を行うものとする。</p>		

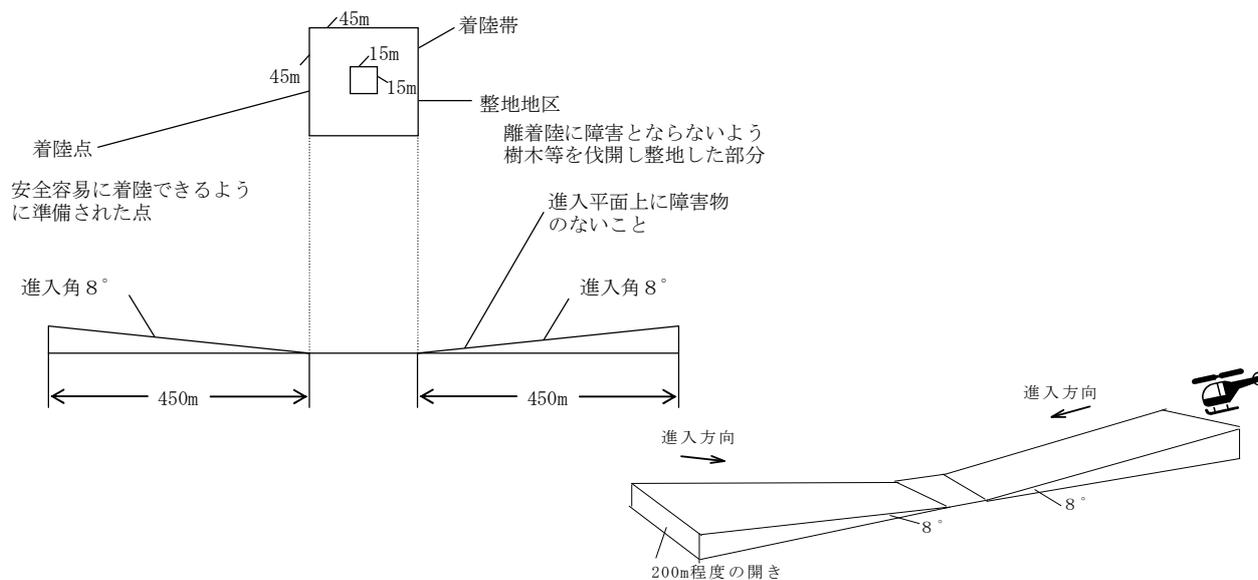
3. 指針等

【高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保】

【災害の種別】	【土砂災害】
<p>発令区域</p> <p>発令レベル</p>	<p>※区域は、県作成の土砂災害危険区域とする。ただし、従来の発令区域（地域防災計画書Aランク及び旧3町避難発令危険箇所）及び各避難発令部署で必要と判断される箇所を含む。</p>
<p>警戒レベル3 高齢者等避難</p>	<p>以下のいずれかに該当する場合に発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大雨警報（土砂災害）、それまでの雨量累計を参考とし、県総合河川砂防情報システムにより、危険度1（2時間以内に基準値超過を予想）となったとき。</li> <li>○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となったとき。</li> <li>○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき。</li> <li>○近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変わったとき等）が発見されたとき。</li> </ul>
<p>警戒レベル4 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表されたとき。</li> <li>○県総合河川砂防情報システムにより、危険度2（1時間以内に基準値超過を予想）となったとき。</li> <li>○土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報情報[土砂災害]）となったとき。</li> <li>○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時。</li> <li>○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合、暴風警報の発表後速やかに発令する。</li> <li>○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。</li> </ul>
<p>警戒レベル5 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。</p> <p>&lt;災害が切迫&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合</li> <li>○県総合河川砂防情報システムにより、危険度3（現在、基準を超過している）となったとき。</li> </ul> <p>&lt;災害発生を確認&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害の発生が確認された場合</li> </ul>
<p>特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難は、自宅等から指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等へ移動する「立退き避難」を基本とする。</li> <li>○避難指示等が発令されなくても、「自らの身は自分で守る」ことを基本に、身の危険を感じたら躊躇（ちゅうちょ）なく自主的に避難することを基本とする。</li> <li>○台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがあるときは、上記にかかわらず避難行動が困難になる前に発令を行う。</li> <li>○上記基準によらず、その地域の特性及び気象状況に応じて、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保を行うものとする。</li> </ul>

【災害の種別】	【高潮災害】
<b>発令区域</b> <b>発令レベル</b>	※区域は、各避難発令部署が主体となり、県が公表した高潮浸水想定区域を参考に関係部署と協議し設定する。
警戒レベル3 高齢者等避難	○高潮注意報の発表において警戒報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき。 ○警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。
警戒レベル4 避難指示	○高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表されたとき。 ○警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。 <災害が切迫> ○水門等の異常が確認された場合 <災害発生を確認> ○海岸堤防等が倒壊した場合 ○異常な越波・越流が発生した場合
特記事項	○避難は、自宅等から指定避難所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等へ移動する「立ち退き避難」を基本とする。 ○避難指示等が発令されなくても、「自らの身は自分で守る」ことを基本に、身の危険を感じたら躊躇（ちゅうちょ）なく自主的に避難することを基本とする。 ○台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがあるときは、上記にかかわらず避難行動が困難になる前に発令を行う。 ○上記基準によらず、その地域の特性及び気象状況に応じて、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒レベル4 避難指示、警戒レベル5 緊急安全確保を行うものとする。

## 01 臨時ヘリポートの選定基準



## 02 機種に応ずる発着点付近の基準

1	a	b	c
	項目	標準	応急
2	OH-6		
3	UH-1H AH-1S		
4	V-107 UH-60J		
5	CH-47		

備考	1 LR-1用滑走路は路面を点圧する必要がある。 2 回転翼機を全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形とすることが必要である
----	---

- ※：1 発着点とは、安全、容易に設置できるように準備された地点をいう。  
 2 無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。  
 3 この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

### 03 回転翼機発着のための最小限所要地積

1	a	b	c
	機種	同時発着機数	
		4	12
2	OH-6	30m×120m	—
3	UH-1H AH-1S	50m×150m	150×150m
4	V-107 UH-60J	75m×200m	150m×300m
5	CH-47	300m×300m	—

- 注：1 発着点とは、安全、安易に設置できるように準備された地点  
 2 無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。  
 3 この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

#### 2 表示

- (1) 上空から確認しうる風の方向を表示する旗。
- (2) 着陸地点には、石灰等を用いてHの記号を表示する

#### 3 危険防止上

- (1) 離着陸時は、風圧等により危険であるので子供等を接近させない。
- (2) 離着陸地点付近は、平坦で回転翼の回転によって砂塵等があがらない場所を選定し、物品等異物を放置しない。
- (3) 安全上の監視員を配置する。

## 04 宮崎県防災救急ヘリコプター運航規程

平成 16 年 10 月 1 日  
危機管理局

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第 16 条第 4 項の規定により、宮崎県防災救急ヘリコプター（以下「防災救急ヘリ」という。）の緊急運航に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において用いる用語の意義は、要綱に定めるもののほか、以下に掲げるとおりとする。

(1) ヘリコプター動態管理システム「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」（令和元年 9 月 24 日付け消防庁告示第 4 号）別表第一（第 9 条第 1 項関係）第 11 号に規定する衛星通信を活用した防災救急ヘリコプターの動態を管理するシステム（機上装置及び地上端末を含む。）をいう。

(他の規定との関係)

第 3 条 運航については、要綱及び相互応援協定に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第 4 条 緊急運航は、原則として、次の要件をすべて満たす場合に行うことができるものとする。

- (1) 公共性 公共の安全を維持するため県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 既存の資機材及び人員では十分な活動が期待できない又は活動できない場合等防災救急ヘリコプターを使用する以外に適切な手段方法がないこと。

(緊急運航の基準)

第 5 条 緊急運航は、前条に掲げる要件を原則としてすべて満たし、かつ、別紙「宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準」（以下「緊急運航基準」という。）に該当する場合に行うことができるものとする。

(緊急運航の要請)

第 6 条 緊急運航の要請は、緊急運航を要する事態が発生した市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合その他相互応援協定を締結した団体（以下「要請する機関」という。）の長が運航責任者に対し行うものとする。

2 前項の規定により要請する機関から緊急運航の要請があった場合（その他相互応援協定を締結した団体を除く。）に、防災救急ヘリが運航できないときは、相互応援協定を締結した団体に対し緊急運航の応援要請を行うものとする。緊急運航の応援要請を行うにあたっては、消防活動現場までの距離及び天候、消防防災ヘリの性能、活動能力、資機材等を勘案して応援を要請する団体を決定する。

3 相互応援協定を締結した団体からの要請に基づき緊急運航をする場合及び相互応援協定を締結した団体に緊急運航要請をする場合は、運航責任者は事前に運航管理責任者の承認を受けなければならない。

4 前項の要請は、緊急運航要請書（様式第 1 号）及び緊急運航応援要請書（相互協定様式第 1 号）により行うものとする。

5 要綱第 17 条に規定する関係機関の長からの要請又は指示で行う緊急運航については、関係機関の長の指示に従うものとする。ただし、要綱、この規程に定める安全運航に関する規定は除く。

(運航の決定)

第 7 条 運航責任者は、航空消防活動の内容及びその活動場所の状況、気象状況等を可能な限り

詳細に収集・把握し、運航の可否を決定しなければならない。

ただし、前条第3項に規定する場合は、事前に運航管理責任者の承認を受けること。

- 2 運航責任者は、出発を承認する場合は、運航指揮者に要請内容に対応するための必要な搭乗人員及び資機材等の運航体制を指示しなければならない。
- 3 運航責任者は、前条第1項に規定する運航の要請を受け運航の可否を決定したときは、要請する機関の長に運航の可否を通知しなければならない。（前条第3項に基づく運航の要請の場合は、防災救急ヘリコプター緊急運航応援出動書（相互応援協定様式第2号）による。）
- 4 運航指揮者は、第1項の指示を受けたときは、対応するために必要な運航体制を整えなければならない。
- 5 運航責任者は、第1項及び第2項の規定により防災救急ヘリが緊急運航をしたとき及び報告が必要と認める事項がある場合は、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。

（運航の条件）

第7条の2 運航責任者は、次の条件をすべて満たす場合に、防災救急ヘリを運航させることができる。

（1）予想される飛行経路が航空法施行規則（以下「施行規則」という。）第5条に定める有視界気象状態であり、かつ、継続的に保たれる状態であること。

ただし、施行規則第198条の4（特別有視界飛行方式）に定める許可を受けた場合は、この限りではない。

（2）別途定める「宮崎県防災救急ヘリコプター操縦士の乗務要件」を満たす操縦士が乗務すること。

（3）要綱、その他応援協定等に規定されている活動の範囲内であること。

（4）法その他関係法令に抵触するおそれがないこと。

（出発の承認）

第7条の3 機長は、防災救急ヘリを出発させるにあたっては、運航責任者の承認を受けるものとする。

- 2 機長は、航空法第73条の2に規定する出発前の確認のほか、運航指揮者による他の航空隊員等に対する当該航空消防活動の目的、内容、現場の状況等に係る説明が終了した後に、防災救急ヘリを出発させるものとする。

（運行中の安全対策及び中止の判断基準）

第7条の4 運航責任者は、防災救急ヘリの運行中は、ヘリコプター動態管理システム等による飛行状況の監視及び航空消防活動の現場の状況、気象の状況その他の航空消防活動に関する情報の収集を行い、必要に応じて機長及び運航指揮者に当該情報を提供するとともに、航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には、機長及び運航指揮者に対し、航空消防活動の中止を指示するものとする。

- 2 機長及び運航指揮者は、防災救急ヘリの運航中は、運航体制、周辺の気象の状況及び地理的条件、防災救急ヘリの機体の特性、操縦士の操縦技能等を踏まえ、安全管理に十分配慮し、必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うものとする。

なお、運航指揮者は、法で定める機長及び副操縦士の飛行に関する可否について、その判断を妨げてはならない。

- 3 機長又は運航指揮者は、航空消防活動の中止の判断をしたときは、遅延なくその旨を運航責任者に報告するものとする。
- 4 防災救急ヘリに搭乗している航空隊員等は、防災救急ヘリの運航中は、機外の監視を行うとともに、状況により機長及び運航指揮者に必要な報告及び注意を喚起する助言を行うものとする。

（航空消防活動類型ごとの活動について）

第7条の5 運航管理責任者は、山岳救助、水難救助等その他の特に安全の確保に配慮する必要があると認める航空消防活動の類型ごとに必要な事項について活動要領を定めるものとする。

（連絡及び体制）

第8条 運航責任者は、防災救急ヘリを運航し、又は運航しようとするときは、要請機関（訓練

### 3. 指針等

#### 【応援要請・受入れ】

---

の際には主として訓練を実施する機関等)と緊密な連絡を図るとともに、要請機関の指揮者等及び防災救急ヘリの運航指揮者に緊密な連絡を取らせるものとする。

2 要請機関は、必要に応じ次の体制を整えるものとする。

(1) 飛行場外離着陸場の確保(散水等必要な措置を含む。)及び安全対策(訓練にあつてはすべての実施場所)

(2) 傷病者の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

(3) 空中消火のための給水場所の確保

(4) その他必要な事項

(報告)

第9条 運航管理責任者は、災害等が収束した後、必要に応じ要請機関に対して当該災害等の状況について報告を求めることができる。

(事務委任)

第10条 第6条第1項及び第7条第2項の総括管理者が行う緊急運航の要請に関する事務は、運航責任者が取り扱うものとする。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年8月10日から施行する。(名称を緊急運航要領から運航規程に変更する。)

この規程は、令和3年8月5日から施行する。

## 05 宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準

1 この緊急運航基準は、宮崎県防災救急ヘリコプター運航規程第5条に必要な事項を定めることを目的とするものとする。

### 2 救急活動

(1) 事故又は急病等による搬送

事故若しくは急病等に起因して重症が疑われ、又は山間部、離島等から緊急に傷病者の搬送を行う必要があると認められる場合で、別に定める「宮崎県防災救急ヘリコプター救急活動出動基準」救急活動出動基準に該当するとき。

(2) 高次医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高次医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、原則として医師が搭乗できるとき。

(3) 傷病発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

緊急に救命医療行為を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められるとき（ホイスト装置を使用した医師の現場投入は別に定めるところによるものとする）。

(4) 移植のための臓器等の搬送

移植医療を行うため、臓器や担当医師又は医療機材等を緊急に搬送する必要があると認められるとき。

(5) その他、特に、防災救急ヘリコプターによる救急活動が有効と認められるとき。

### 3 救助活動

(1) 河川・海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

水難事故、山岳遭難事故等において、防災救急ヘリによる対応がより有効と認められるとき。

(2) 中高層建築物火災による救助

中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められるとき。

(3) 陸上から接近できない被害者等の救出

大雨による山崩れ等により、道路が寸断された場合など陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要と認められるとき。

(4) その他、特に、防災救急ヘリによる救助活動が有効と認められるとき。

### 4 災害応急活動

(1) 被害状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害又はガス爆発事故、高速道路等での大規模な交通事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査又は情報収集活動を行うとともにその状況を監視する必要があると認められるとき。

(2) 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、医療その他の生活必需品、復旧

### 3. 指針等

#### 【応援要請・受入れ】

---

資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に搬送する必要があると認められるとき。

(3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び警報、警告等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められるとき。

(4) その他、特に、防災救急ヘリコプターによる災害応急活動が有効と認められるとき。

### 5 火災防御活動

(1) 林野火災等における空中からの消火活動

防災救急ヘリコプターによる空中からの消火がより効果的であると認められるとき。

(2) 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査又は情報収集活動を行う必要があると認められるとき。

(3) 広報活動

住民への避難誘導等広報活動が必要と認められるとき。

(4) 資機材や要員の搬送

交通遠隔地等において効果的な消火活動を行うため、消火資機材又は消火要員の搬送が必要であると認められるとき。

(5) その他、特に、防災救急ヘリコプターによる火災防御活動が有効と認められるとき。

### 5 広域航空消防防災応援活動等

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和 61 年 5 月 30 日付け消防救第 61 号）、九州・山口 9 県の相互応援協定（平成 29 年 10 月 31 日締結）等に基づく要請があった場合

### 6 防災消防ヘリコプター相互応援協定に基づく活動

(1) 消防組織法第 44 条第 1 項に基づき、消防庁長官から消防の応援等のため都道府県知事に対して必要な措置をとることを求められたとき。

(2) 消防組織法第 44 条第 5 項に基づき、消防庁長官から緊急消防援助隊の出動のため都道府県知事に対して必要な措置をとることを指示されたとき。

(3) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和 61 年 5 月 30 日付け消防救第 61 号）6（3）に基づき消防庁長官から応援要請が行われたとき。

(4) 九州・山口 9 県の相互応援協定（平成 29 年 10 月 31 日締結）第 6 条に基づき九州・山口 9 県被災地支援対策本部長等から応援要請が行われたとき。

(5) 熊本県、大分県、鹿児島県、長崎県及び宮崎県における防災消防ヘリコプター相互応援協定（平成 31 年 3 月 18 日締結）第 2 条に基づき応援要請（支援要請を含む）があった場合。

様式第1号（第6条関係）

緊急運航要請書

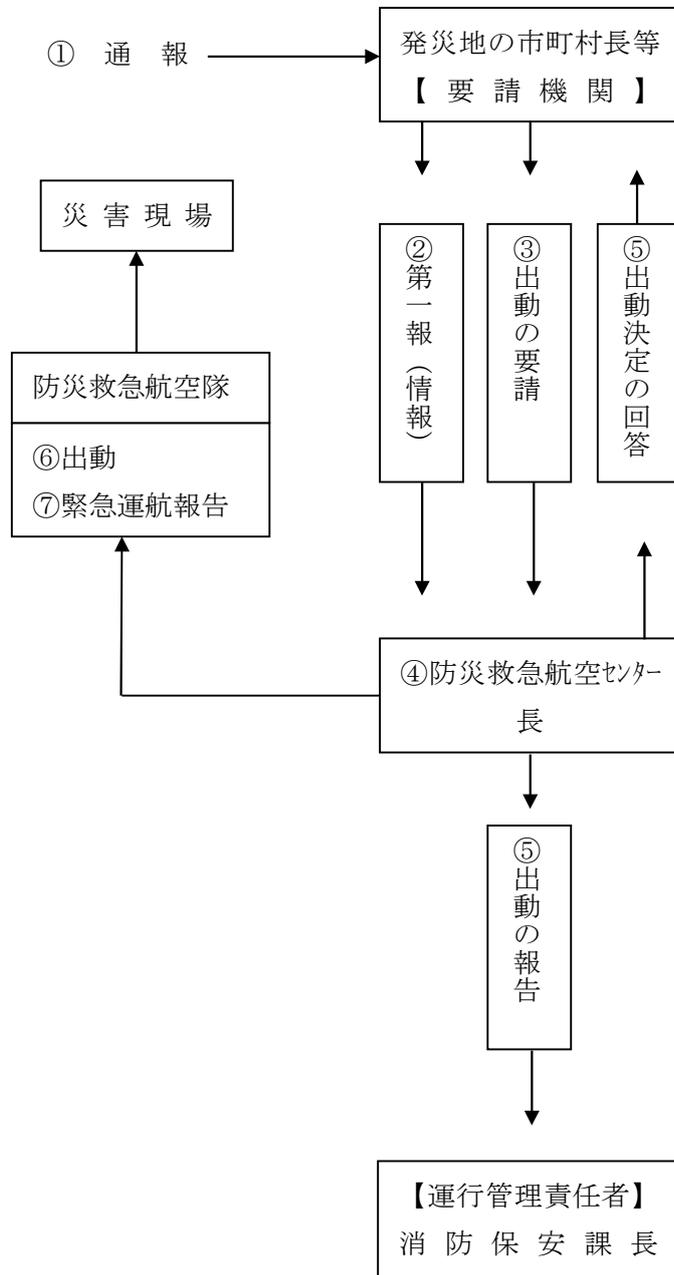
No. 1

1 要請機関名	(発信者)
2 要請日時	年 月 日 ( 曜日) 時 分
3 要請目的	(1)救急 (2)救助 (3)災害応急 (4)火災防御 (5)広域航空消防防災応援 (6)その他
4 要請内容	(1)救急搬送 (2)転院搬送 (3)捜索 (4)救助 (5)物資搬送 (6)人員搬送 (7)空中消火 (8)その他：
5 発生場所	市・町・村 (目標) (離着陸場所)
6 発生日時	年 月 日 ( 曜日) 時 分頃
7 概要	----- ----- ----- -----
8 必要機材等	
9 気象状況	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視程 km 雲高 m 警報及び注意報
10 現場指揮官	所属 職 氏名
11 現場との 連絡手段	無線種別 携帯 TEL
12 他の航空機の活動要請	(有・無) (機関名) (機数)
13 その他必要な事項	
14 地図(目標)等	

15 傷病者搬送の場合									
① 搬送要請病院名		診療科			主治医				
② 傷病者	(ふりがな) 氏名			性別	男・女	生年月日	年	月	日
	傷病名								
	職業								
	年齢	歳							
③ 世帯主住所氏名									
④ 発病（負傷）の原因、経過等									
⑤ 救急車の手配		要請側			受入側				
⑥ 受入病院名等		診察科			担当医				
⑦ 空輸区間		要請側着陸地			受入側着陸地				
⑧ 搭載機材等									
⑨ 搭乗者	医師	氏名 病院名		男・女		生年月日	年	月	日
	看護師	氏名 病院名		男・女		生年月日	年	月	日
	付添人	氏名 住所		男・女		生年月日	年	月	日
	付添人	氏名 住所		男・女		生年月日	年	月	日
⑩ 処理経過		要請日時 年 月 日 ~ 撤収日時 年 月 日							
⑪ 適要									
防災救急航空センター長 殿 <span style="float: right;">年 月 日</span>  上記のとおり要請します。 <span style="float: right;">要請機関の名称 代表者氏名</span>									

## 06 宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航要請のフローチャート

宮崎県防災救急ヘリコプターの緊急運航要請は、「宮崎県防災救急ヘリコプター運航規程」の定めるところによるが、流れは概ね次のとおりである。



### 1 通報

【現場から消防本部等に通報】

### 2 第一報（情報）

【ヘリ要請の可能性のある災害が発生した場合、わかる範囲の情報を電話又はFAXで送信する】

電話 (0985) 56-0583

FAX (0985) 56-0597

※電話番号は緊急運航要請専用

※救助救急(医師投入等)の場合は  
ドクターヘリホットライン  
(0985)-85-9999 も考慮する。

### 3 緊急運航要請

【要請機関】

要請が決定したならば、緊急運航要請書に分かる範囲の情報を記入しFAX送信する。

【正本は航空センターに郵送】

### 4 緊急運航の決定

防災救急航空センター長が決定する。

### 5 緊急運航の回答

【回答内容】

運航指揮者氏名

使用無線種別・呼出名

到着予定時間

その他必要事項

### 6 出動

【防災救急ヘリコプターの現場出動】

07 宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会後方支援計画概要

宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会  
後方支援計画概要

後方支援計画活動イメージ



後方支援活動機能の体系

<b>1</b>	<b>後方支援に関する本部機能</b>	
	(1)後方支援活動対策本部の設置・運営と行政支援 (2)情報収集・伝達と広報活動	
<b>2</b>	<b>避難者の受入・支援機能</b>	
	(1)避難者の受入・避難所運営 (2)炊き出し活動	(3)入浴支援 (4)仮設住宅の提供
<b>3</b>	<b>救援物資の受入・仕分け・配送機能</b>	
	(1)救援物資の受入・仕分け・配送	
<b>4</b>	<b>救出救助・消火・医療救護活動機能</b>	
	(1)救出救助・消火活動	(2)医療救護活動
<b>5</b>	<b>保健・衛生活動機能</b>	
	(1)遺体安置受入れ・遺体の火葬受入れ (2)防疫・保健衛生対策	(3)し尿・ゴミ処理対策
<b>6</b>	<b>ボランティア・支援隊・広域応援部隊の受入・活動支援機能</b>	
	(1)ボランティアの受入・活動支援 (2)支援隊の受入・活動支援	(3)広域応援部隊(消防)の受入・活動支援

08 九州市長会における災害時相互支援プラン概要

九州市長会における 災害時相互支援プラン 概要

1. ねらい

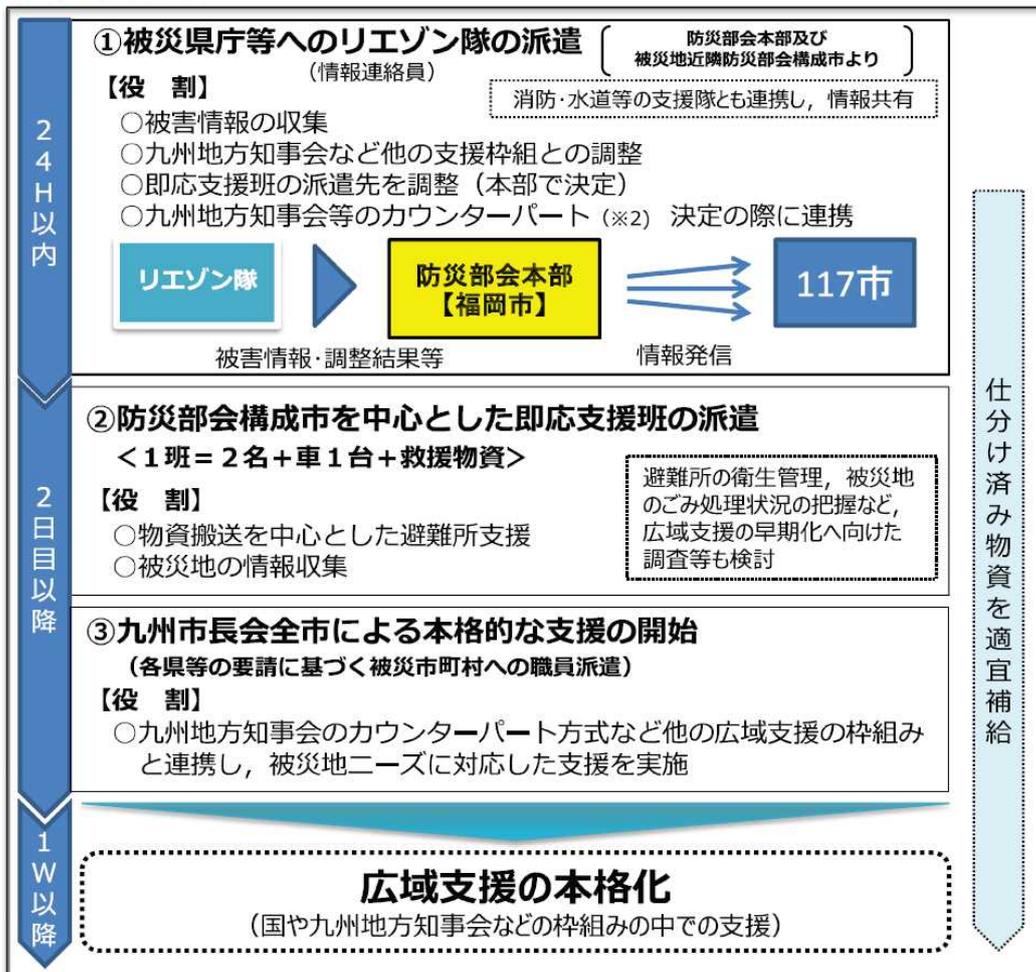
熊本地震での課題を踏まえた、大規模災害時における即応支援システムの構築  
(熊本地震での主な課題) 初動時の混乱・物流のボトルネック・ラストワンマイル (※1) への対応

2. ポイント

実行部隊と機動力を持つ基礎自治体としての強みを生かした支援

3. プランのイメージ

(1) 災害発生時 (九州内での震度6弱以上又はそれに相当する災害)



(2) 平時からの備え

①的確な受援体制の確立

- 全市における「受援計画」の策定促進
  - スムーズな受援体制の構築
  - 受援調整窓口の設置
  - 物資集積拠点の設置 など

②防災先進地域「九州」を築く人材の育成

- 優れた危機対応能力を有する人材育成のための研修会の実施
- 広域的な支援・受援の合同相互訓練の実施 など

※1 物資をいったん集めた場所から避難所まで運ぶ最後の区間

※2 被災自治体それぞれに対してペアとなる支援自治体を決め、継続的に担当の被災自治体への支援を行う方式

## 01 宮崎市要配慮者避難支援プラン

# 宮崎市要配慮者避難支援プラン

宮崎市  
令和5年4月改訂

目 次

第1編 総 則

第1章 総論

- 1 本プランの策定目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 3-23
- 2 プランの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 3-23
- 3 要配慮者及び避難行動要支援者の範囲・・・・・・・・・・・・ 資料 3-23
- 4 避難支援等関係者となる者について・・・・・・・・・・・・ 資料 3-25
- 5 要配慮者の特性と配慮を要する事項・・・・・・・・・・・・ 資料 3-25

第2章 要配慮者支援対策の体制整備

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 3-26
- 2 関係機関等における役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 3-26
  - (1) 市の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 3-26
  - (2) 要配慮者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 3-29
  - (3) 避難支援等関係者の役割・・・・・・・・・・・・・・ 資料 3-30
  - (4) 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の役割・・・・ 資料 3-30
- 3 要配慮者に配慮した環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 3-31

第3章 避難情報等の発令と情報伝達

- 1 避難情報の発令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 3-32
- 2 避難情報等についての理解促進・体制整備・・・・・・・・ 資料 3-33

第2編 避難行動要支援者の避難支援等

第1章 避難行動要支援者名簿

- 1 避難行動要支援者の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 3-34
- 2 避難行動要支援者名簿の作成・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 3-34
- 3 避難行動要支援者名簿の共有・提供・・・・・・・・・・・・ 資料 3-35
- 4 避難行動要支援者名簿の適正管理・更新・・・・・・・・ 資料 3-35

第2章 個別避難計画

- 1 個別避難計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 3-37
- 2 個別避難計画の作成に必要な情報の把握・・・・・・・・ 資料 3-37
- 3 個別避難計画の作成に係る方針及び体制・・・・・・・・ 資料 3-37
- 4 個別避難計画の共有・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 3-38
- 5 個別避難計画の適正管理・更新・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 3-39

## 第3章 避難支援等

- |   |                      |         |
|---|----------------------|---------|
| 1 | 避難支援等の基本的な考え方        | 資料 3-40 |
| 2 | 平常時の避難支援体制の構築        | 資料 3-40 |
|   | (1) 市の避難支援体制の構築      | 資料 3-40 |
|   | (2) 地域による避難支援体制の構築   | 資料 3-40 |
| 3 | 災害時の避難支援             | 資料 3-41 |
|   | (1) 支援体制の立ち上げ        | 資料 3-41 |
|   | (2) 情報伝達の実施          | 資料 3-41 |
|   | (3) 避難支援の実施          | 資料 3-42 |
|   | (4) 避難状況の把握及び安否確認の実施 | 資料 3-42 |
|   | (5) 関係団体との連携         | 資料 3-43 |
|   | (6) 情報提供拒否者等への対応     | 資料 3-43 |

## 第3編 避難後の支援活動

## 第1章 避難所等における要配慮者支援体制

- |   |                 |         |
|---|-----------------|---------|
| 1 | 相談窓口の設置         | 資料 3-45 |
| 2 | 情報提供            | 資料 3-45 |
| 3 | 生活環境の整備         | 資料 3-45 |
| 4 | 医療・福祉サービスの継続    | 資料 3-45 |
| 5 | こころのケア          | 資料 3-45 |
| 6 | 健康管理            | 資料 3-46 |
| 7 | 避難所以外の要配慮者への支援  | 資料 3-46 |
| 8 | 福祉避難所・医療機関等への移送 | 資料 3-46 |
| 9 | 民間団体等との連携       | 資料 3-46 |

## 第2章 福祉避難所

- |   |                 |         |
|---|-----------------|---------|
| 1 | 福祉避難所の概要        | 資料 3-47 |
| 2 | 福祉避難所の対象となる要配慮者 | 資料 3-47 |
| 3 | 福祉避難所の整備        | 資料 3-47 |
| 4 | 福祉避難所の開設と運営     | 資料 3-48 |

## 《資料》

## 資料

- |     |                   |         |
|-----|-------------------|---------|
| 資料1 | 要配慮者の特性ごとに把握すべき内容 | 資料 3-50 |
| 資料2 | 要配慮者支援班設置要綱       | 資料 3-53 |

## 第1編 総 則 第1章 総 論

### 1 本プランの策定目的

本市では、災害時に特に配慮を要する方々、いわゆる要配慮者への対策について、平成22年3月「宮崎市災害時要援護者避難支援プラン」を策定し、市の支援体制の整備と地域における避難支援体制の構築を推進してきました。

その後、平成23年の東日本大震災において、犠牲者の約6割が65歳以上の高齢者であったことや、障がい者が犠牲となった割合も、被災者全体に対する犠牲者の割合の約2倍に上ったこと、さらに、消防団員、民生委員・児童委員などの支援者も多数犠牲となったことなどの教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法の改正が行われ、市町村長に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。

近年の災害においても、高齢者や障がい者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%となっています。

これらを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなど、更なる災害時の要配慮者対策の強化が必要とされています。

このため、本市ではこれまでの取組や国の取組指針等を踏まえ、避難支援の必要な対象者の範囲、市民や行政の役割分担、避難行動要支援者の情報の収集・共有の方法、個別避難計画の作成・共有の方法、避難情報の発令・伝達、避難支援体制など、本市における要配慮者対策の基本事項を定めるものとして宮崎市要配慮者避難支援プランを策定します。

### 2 プランの位置づけ

この避難支援プランは、宮崎市地域防災計画に基づき作成するものであり、関係機関による要配慮者の避難支援に関する事項を具体化した行動計画です。さらに、地域の支え合いをより一層推進するために策定した「宮崎市地域福祉計画」を補完する関係にあります。

### 3 要配慮者及び避難行動要支援者の範囲

宮崎市地域防災計画では、要配慮者を、「災害発生時に迅速かつ適切な行動がとりにくい人や災害情報が伝わりにくい人、また、定期的な投薬や人工透析などの医療行為を必要とする人など、災害時にライフラインが寸断された場合や長期の避難生活に際して特別な対応が必要な人」と定義し、その範囲は、①介護支援が必要な高齢者 ②障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等） ③難病患者 ④傷病者 ⑤乳幼児 ⑥妊産婦 ⑦小学生 ⑧日本語が不自由な外国人等としています。

### 3. 指針等

【第1編 総則 第1章 総論】

避難行動要支援者とは、「要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」をいいます。その範囲については、次のとおりとし、宮崎市地域防災計画に定めます。

避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲は、次の要件のいずれかに該当するもの  
のうち生活の基盤が自宅にある者とする。

- ア 65歳以上のみの世帯で、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護1又は2の認定を受けている者
- イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護3以上の認定を受けている者
- ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由及び呼吸器機能障がいの級別1級又は2級にあたる者
- エ 児童相談所又は知的障がい者更生相談所において重度の知的障がいがあると判定された者
- オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障がい等級が1級である者
- カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条、第77条の3又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2の規定に基づく支給決定を受けている者のうち、本市が医療的ケアが必要と認めた者
- キ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条に基づき宮崎県が指定する特定医療費（指定難病）支給認定者及び特定疾患医療受給者のうち、身体状況が「人の助けがあれば歩くことができる」「車いすなら移動できる」「ねたきり」「人工呼吸器装着者」のいずれかの者
- ク 本市が生活・学習アシスタントの派遣を決定した児童生徒
- ケ その他、登載を希望し、市長が避難支援等の必要を認めた者

上記要件に該当し、避難行動要支援者名簿に登載された者のうち、その後の状態により、要件から外れた場合や真に避難支援が必要でないとし市が判断した場合、死亡・転出・施設に入所・長期入院の場合は名簿から削除する。

#### 4 避難支援等関係者となる者について

要配慮者の避難支援については、地域における共助が大きな力を発揮します。そのため、地域における避難支援等関係者を選定し、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の共有を行うなど、避難支援体制の構築と連携を進めることが重要となります。

宮崎市地域防災計画では、避難支援等関係者の範囲を次のとおりとしています。

- 1) 自治会
- 2) 地区社会福祉協議会
- 3) 民生委員・児童委員
- 4) 福祉協力員
- 5) 自主防災組織
- 6) 宮崎市消防団
- 7) 宮崎市社会福祉協議会
- 8) 地域包括支援センター
- 9) 宮崎北警察署・宮崎南警察署・高岡警察署
- 10) 個別避難計画の作成支援を行う事業所
- 11) その他避難支援等の実施に携わる関係者

#### 5 要配慮者の特性と配慮を要する事項

要配慮者の避難支援に当たっては、要配慮者の特性を把握して進めることが必要です。避難情報の伝達や避難誘導、避難所における支援など各々の段階で、それぞれの特性に配慮した継続的な支援が求められます。

また、平常時から、下記の点に留意して対策を進めることも重要です。

- (1) 要配慮者のうち、避難行動要支援者に関する情報を避難行動要支援者名簿により、平常時から把握しておく。
- (2) 要配慮者のうち避難行動要支援者に対しては、一人一人に個別避難計画を作成し避難行動要支援者本人、避難支援等関係者、避難支援者で情報共有を行い、災害時の避難行動等を確認しておく。
- (3) 防災関係機関並びに保健・福祉・医療関係機関、団体との連携を深める。
- (4) 要配慮者の支援に当たっては、個人情報保護に十分配慮して進める。

## 第2章 要配慮者支援対策の体制整備

### 1 基本的な考え方

要配慮者は、必要な支援を受けることができれば自分で適切な行動を取ることができる方や、避難支援に複数人の支援が必要な方など、個々によって状況が異なります。そのため、災害時において、要配慮者の安全を確保するためには、要配慮者それぞれの状況（例えば障がいの内容、程度など）に応じた的確な支援が必要となります。

災害時の対策として、自らの身は自らで守るという「自助」を基本に、地域や近隣の住民が助け合うという「共助」の考え、行政機関や宮崎市社会福祉協議会等による支援活動「公助」を併せ、「自助・共助・公助」の関係とそれぞれの役割を明らかにしつつ、協力と連携により、平常時からの支援体制を整備していく必要があります。

また、要配慮者の中でも自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、市が作成する避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を市の関係部局と地域の避難支援等関係者等で共有することで、実効性のある避難支援が行える体制構築を推進します。

### 2 関係機関等における役割

#### (1) 市の役割

市は、宮崎市地域防災計画により、平常時から関係部局が協力して要配慮者避難支援体制を整備します。特に、避難行動要支援者の名簿を作成し平常時から関係部局で共有を行うとともに、避難行動要支援者ごとに、避難支援を実施するための計画として個別避難計画を作成します。

災害時には、要配慮者の支援を重点的に行うため、福祉対策部に「要配慮者支援班」を設置し、情報の収集や伝達に努め、避難行動要支援者の避難状況の集約を行うとともに、指定避難所等で十分な支援が受けられない要配慮者に対して、関係機関と連携した避難支援が実施できる体制を整備します。

また、社会福祉法人や福祉サービス事業者等と、災害時における福祉避難所開設及び避難支援等に関する協定を締結するなど、協力体制を構築していきます。

#### ① 危機管理部（本部対策室）

##### 【平常時】

- ア 避難情報等の地域の組織・団体等への伝達体制の整備と支援
- イ 要配慮者参加型の防災訓練の支援
- ウ 自主防災組織等の育成支援
- エ 避難行動要支援者名簿の共有の推進
- オ 個別避難計画の共有
- カ 要配慮者の避難支援に関する知識の普及・啓発

キ 福祉避難所の指定

【災害時】

- ア 避難情報の発令・伝達
- イ 各対策部との調整
- ウ 福祉避難所開設の決定
- エ 移動手段のない避難行動要支援者の福祉避難所への移送

② 福祉部（福祉対策部）

【平常時】

- ア 避難行動要支援者名簿の管理・更新
- イ 避難行動要支援者名簿の共有の推進
- ウ 個別避難計画の作成・管理・更新
- エ 個別避難計画の集約
- オ 要配慮者の避難に関する知識の普及・啓発
- カ 福祉避難所の設置・協定締結の推進
- キ 福祉避難所の運営体制の整備
- ク 福祉サービス事業者等、支援機関との協力関係の構築及び連絡体制の確立

【災害時】

- ア 要配慮者支援班の設置
- イ 福祉サービス事業者等、支援機関との連絡調整
- ウ 各種団体への災害奉仕協力要請

○要配慮者支援班

【災害時】

- ア 避難行動要支援者の避難状況及び安否情報の全体集約
- イ 本部対策室への福祉避難所開設の要請
- ウ 福祉避難所との連絡調整及び開設後の運営支援
- エ 避難所における要配慮者支援調整

③ 子ども未来部（子ども未来対策部）

【平常時】

- ア 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の共有
- イ 個別避難計画の作成・更新作業への協力及び助言
- ウ 要配慮者の避難に関する知識の普及・啓発
- エ 福祉避難所の設置・協定締結への協力
- オ 福祉避難所の運営体制整備への協力
- カ 福祉サービス事業者等、支援機関との協力関係の構築

【災害時】

- ア 福祉サービス事業者等、支援機関との連絡調整
- イ 各種団体への災害奉仕協力要請

○要配慮者支援班

【災害時】

- ア 避難行動要支援者の避難状況及び安否情報の全体集約
- イ 本部対策室への福祉避難所開設の要請
- ウ 福祉避難所との連絡調整及び開設後の運営支援
- エ 避難所における要配慮者支援調整

④ 総合支所、地域センター、地域事務所（支部）

【平常時】

- ア 避難行動要支援者の避難支援体制の構築
- イ 避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への提供及びその調整
- ウ 避難情報等の避難行動要支援者、地域の避難支援等関係者への伝達体制の整備
- エ 個別避難計画の作成・管理・更新
- オ 個別避難計画の集約
- カ 避難行動要支援者の把握
- キ 要配慮者の避難に関する知識の普及・啓発
- ク 要配慮者参加型の防災訓練の実施
- ケ 福祉サービス事業者等、支援機関との協力関係の構築及び連絡体制の確立

【災害時】

- ア 避難情報の発令・伝達
- イ 避難情報等の避難支援等関係者への連絡・調整
- ウ 避難行動要支援者の避難支援、避難状況の把握及び安否情報の収集・報告
- エ 指定避難所における要配慮者支援に関する連絡調整

⑤ 消防局（消防対策部）

【平常時】

- ア 要配慮者参加型の防災訓練の支援
- イ 自主防災組織の育成支援
- ウ 避難行動要支援者の把握
- エ 個別避難計画の共有
- オ 要配慮者の避難支援に関する知識の普及

## 【災害時】

ア 要配慮者の避難支援・救助

## ⑥ 健康管理部（健康管理対策部）

## 【平常時】

- ア 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の共有
- イ 個別避難計画の作成・更新作業への協力及び助言
- ウ 妊産婦、乳幼児への災害時への備えの普及啓発
- エ 災害発生時の医療機関の体制整備

## 【災害時】

- ア 難病患者に対する避難誘導及び安否確認への協力
- イ 避難所における要配慮者の心身のケア及び健康管理
- ウ 緊急入院患者の医療機関の確保

## ⑦ 企画財政部（企画財政対策部）

## 【平常時】

ア 外国人への防災知識の普及支援

## 【災害時】

- ア 外国人への避難情報提供の支援
- イ 国際交流協会との連絡・調整

## (2) 要配慮者の役割

自助として、平常時から家屋の耐震化、家具の転倒防止や食料・必要機材等の備蓄を行うとともに、自宅の災害危険度について、ハザードマップ等で確認をします。あわせて、「マイ・タイムライン」等を作成し、災害が見込まれる場合に、自分や家族が取るべき行動について、避難開始のタイミングや避難方法・避難場所等を家族等と確認します。

特に、避難行動要支援者は、避難行動要支援者名簿の地域への情報提供について理解し、協力をを行うとともに、個別避難計画を作成し、地域の避難支援等関係者等と共有することで、災害時の避難行動を確認します。

さらに、災害時には地域による共助が大きな力を発揮することから、日ごろから自治会等の地域の活動等に積極的に参加し、地域との関係づくりに努めます。特に、地域で実施される避難訓練等には積極的に参加し、自身の避難行動や地域の避難支援について確認します。

災害時には、可能な範囲で災害情報の収集を行い、必要な場合には速やかな避難を行います。また、避難行動や避難生活に支援が必要な場合には、避難支援等関係者や各機関に対して支援の依頼を行います。

### (3) 避難支援等関係者の役割

地域の避難支援等関係者は、平常時から地域の要配慮者の所在や状態の把握に努めます。

また、地域のそれぞれの組織・団体が、災害時の役割を確認し、団体間で共有することで、地域の避難支援体制の構築を進めます。

特に、避難行動要支援者については、市や関係団体等と避難行動要支援者名簿による情報共有を行います。さらに、個別避難計画の作成への協力や情報共有を行い、災害時に連携して避難行動要支援者の避難支援が実施できる体制の整備に努めます。

また、地域で行う避難訓練等への要配慮者の参加を促すとともに、訓練時に避難行動要支援者の個別避難計画の実効性を確認し、必要に応じて個別避難計画の更新等を行います。

災害時には、本人や家族の安全を最優先に、可能な範囲での避難支援を行うとともに、避難所でも関係機関と連携して、要配慮者に配慮した避難所運営を行います。また、可能な範囲で、避難行動要支援者の避難状況の確認や安否確認への協力を行います。

### (4) 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の役割

社会福祉法人や福祉サービス事業者が運営する多数の者が入所・利用している施設では、避難計画や業務継続計画（BCP）を策定するとともに、平常時から地域の避難支援等関係者と連携を取り、支援体制の整備を行います。

さらに、市と災害時における福祉避難所開設や避難支援等に関する協定の締結を進め、災害時の福祉サービスの提供に努めます。

#### 【平常時】

- ア 在宅の要配慮者の避難支援への協力
- イ 要配慮者支援に対応可能な体制の構築
- ウ 地域の避難支援等関係者との連携体制の構築
- エ 避難先（福祉避難所）としての避難体制への協力
- オ 避難計画や業務継続計画（BCP）の策定

#### 【災害時】

- ア 要配慮者の受入
- イ 福祉避難所の運営
- ウ 福祉サービス提供の継続

### 3 要配慮者に配慮した環境整備

#### (1) 避難所の整備

市は、避難所となる施設のバリアフリー化に努めます。また、障がい者用トイレの設置状況を考慮して、避難所に障がい者用災害時仮設トイレ（多用途型、車椅子対応型、オストメイト対応型）の配置を進めます。

さらに、避難が長期化する場合に備え、福祉避難所の設置を進めます。

#### (2) 防災知識の普及啓発

市は、市民に対して災害時における要配慮者の避難支援に関する知識の普及啓発に努めます。合わせて、要配慮者及びその家族に対し、災害時の必要な備えについて周知します。

このため、市は、要配慮者の特性や配慮すべき事項などを記載した「要配慮者防災行動マニュアル」を作成し、要配慮者本人及び関係者への配布を行います。

### 第3章 避難情報の発令と情報伝達

#### 1 避難情報の発令

風水害時の避難情報の判断基準等において、市が発令する「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」については、以下のとおりです。

また、市が避難情報を発令する際には、市が開設した避難所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等へ避難する「立ち退き避難」とともに、屋外が危険な場合や、自宅等の屋内に留まり安全を確保することが可能な場合は「屋内安全確保」を取ることを併せて通知し、自らの判断で、より安全な避難行動を選択することとします。

	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保
発令時の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害が発生するおそれがある状況</li> <li>○災害リスクのある区域等の要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が危険な場所から避難行動を開始しなければならない状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害が発生するおそれが高い状況</li> <li>○災害リスクのある区域等の通常の避難行動ができる者が危険な場所から全員避難しなければならない状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害が発生又は切迫している状況（必ず発令される情報ではない）</li> <li>○身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険であると考えられる状況</li> </ul>
とるべき行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、地域の指定緊急避難場所等への避難行動を開始する立ち退き避難又は屋内安全確保を行う</li> <li>○時間を要しない者は、避難準備や自主的な避難を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常の避難行動ができる者は、指定緊急避難場所等への立ち退き避難又は屋内安全確保を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○命の危険があることから直ちに身の安全を確保する</li> <li>○避難し遅れた者がとる次善の行動であり、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない</li> </ul>

## 2 避難情報等についての理解促進・体制整備

「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」の違いについて、市は、十分な周知を行います。

また、避難情報や災害関連情報が発令されたとき及び避難所を開設したときには、多様な情報伝達手段を活用し、速やかに情報の提供・伝達が行えるよう、整備を進めます。

聴覚障がい者、外国人に対しては、関係機関の協力を得て、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時における協力要請に備えます。

### ○災害情報の伝達手段について

情報伝達手段	音声	文字
①消防局及び消防団による広報	○	
②市の広報班による広報	○	
③同報系防災無線による伝達	○	
④警鐘、サイレン（水防信号）による伝達	○	
⑤テレビ・ラジオによる放送	○	○
⑥電話による伝達（自治会長等）	○	
⑦戸別巡回・伝達網で伝達	○	
⑧市ホームページ（宮崎市災害情報掲示板）による伝達	○	○
⑨市の防災メールサービス（多言語対応）による伝達		○
⑩コミュニティ FM、ケーブルテレビによる広報（協定に基づく）	○	○
⑪携帯電話会社の緊急速報メールによる伝達		○
⑫市の防災ラジオによる伝達	○	
⑬市の電話・FAXサービスによる伝達	○	○
⑭防災アプリ（ヤフー防災）による伝達		○

## 第2編 避難行動要支援者の避難支援等

### 第1章 避難行動要支援者名簿

#### 1 避難行動要支援者の把握

一般的に、要配慮者の中でも、避難情報が確実に伝達されれば、自力で避難できる人も相当数含まれています。

そのため、市は、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難に特に支援を要する避難行動要支援者について、その支援を重点的、優先的に進めるため、「避難行動要支援者名簿」を作成し、把握に努めます。

避難行動要支援者の把握については、本市で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するとともに、その他にも自ら避難支援を必要とする者の情報の収集や、社会福祉法人や福祉サービス事業者等の民間事業者へ情報提供依頼を行うなど、各関係機関とも連携し、より広く必要な情報を収集します。

#### 2 避難行動要支援者名簿の作成

市は、宮崎市地域防災計画に基づき、以下の条件で「避難行動要支援者名簿」を作成します。

##### (1) 名簿登載者の範囲

避難行動要支援者名簿の登載者については、宮崎市地域防災計画に定める範囲とします。

##### (2) 名簿の記載事項

- 1) 氏名、カナ氏名
- 2) 生年月日
- 3) 性別
- 4) 住所又は居所
- 5) 電話番号その他の連絡先
- 6) 避難支援等を必要とする事由
- 7) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

##### (3) 名簿の作成方法等

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、高齢者、要介護認定者、障がい者、難病患者等については、関係部局で把握している情報の集約を行います。さらに、より必要な情報を収集するため、災害対策基本法第49条の10第4項の規定により、教育委員会、社会福祉法人や福祉サービス事業者等の民間事業者にも情報の提供を依頼します。

また、その他避難支援等の必要を認めたものについては、本人又は代理人から宮崎市避難行動要支援者名簿登載申出書を受取り、名簿への登載を行います。

収集した避難行動要支援者の情報は、データベース化し、システムによるデータの管理と避難行動要支援者名簿の作成を行います。

#### (4) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害の規模によっては、行政機能の一部が制約を受けることも想定されます。市は、そういった場合であっても、避難行動要支援者名簿を利用することが可能となるよう、避難行動要支援者名簿のバックアップデータを作成するとともに、災害による停電等も考慮し、紙媒体での名簿を定期的に作成・保管することとします。

### 3 避難行動要支援者名簿の共有・提供

#### (1) 市の共有

避難行動要支援者名簿は、市の危機管理部、福祉部、子ども未来部、健康管理部、消防局、総合支所、地域センター、地域事務所において共有します。

#### (2) 地域の避難支援等関係者への提供

市は、平常時から地域における避難支援体制を構築するため、避難行動要支援者本人から同意を得て、地域の避難支援等関係者へ避難行動要支援者名簿を提供することとします。

また、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、「災害対策基本法」の規定により、本人の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供します。

### 4 避難行動要支援者名簿の適正管理・更新

避難行動要支援者の状況は日々変化していくことから、市は、住民の転入・転出、介護の認定状況、障がい者手帳の交付状況等の情報を基に、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとしてします。

また、避難行動要支援者名簿を適正に管理することは、避難行動要支援者の個人情報を守ることに伴って、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との関係を円滑なものにする上で、きわめて重要となります。

そのため、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、次の事項を遵守し、名簿情報の適正管理に努める事とします。

**(1) 名簿の取扱いに関する協定の締結**

市は、名簿情報の提供を行う際、提供を受ける避難支援等関係者との間で名簿の取扱いに関する協定を締結するものとします。

**(2) 名簿の保管及び使用の制限**

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報安全管理のため、可能な限り、施設のできる保管庫に保管するなど、適切に管理します。

また、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難支援に関する目的以外に使用し、または避難支援等関係者以外に提供してはならないこととします。

**(3) 守秘義務**

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関して知り得た個人情報を漏らしてはならないこととします。名簿の提供を受けなくなった後も同様とします。

**(4) 研修**

市は、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者が、適正に名簿を管理するよう、『「宮崎市避難行動要支援者名簿」の個人情報取扱いの手引き』を作成し、研修を実施するものとします。

## 第2編 避難行動要支援者の避難支援等

### 第2章 個別避難計画

#### 1 個別避難計画の作成

市は、宮崎市地域防災計画に基づき、避難行動要支援名簿の登載者に対し、個別避難計画を作成します。ただし、作成に当たっては、避難行動要支援者の意思を確認し、同意を得ることとし、本人の同意が得られない場合は作成しないこととします。

また、避難支援等関係者と連携を図りながら、実効性のある個別避難計画の作成に努めます。

#### 2 個別避難計画の作成に必要な情報の把握

市は、個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、市の関係部局で把握している情報の集約を行います。

さらに、市で把握していない情報の取得が必要であると認められるときは、災害対策基本法第49条の14第5項の規定により、県知事やその他の者に対して情報の提供を求め、必要な情報の取得に努めます。

また、避難支援等を実施するうえで配慮すべき心身に関する事項などについては、避難行動要支援者本人や家族、本人と関わりのある福祉専門職、かかりつけ医、民生委員・児童委員などの関係者からの情報収集に努めます。

#### 3 個別避難計画の作成に係る方針及び体制

##### (1) 個別避難計画の作成方針、作成対象者

市が主体となり、避難行動要支援者ごとに作成します。ただし、個別避難計画作成には、平常時からの避難支援等関係者との連携が重要であることから、避難行動要支援者のうち、名簿情報提供の拒否を申し出ている者については、この限りではありません。

作成を計画的に進めるため、必要に応じて優先度を判断し、優先度の高い者から作成します。

優先度の高い者については、市が、日ごろから本人に携わっている介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉専門職と連携して作成します。

その他の者で、本人やその家族、地域の避難支援等関係者で個別避難計画の作成が可能な場合は、その者が記入した個別避難計画を市に提出し、市はその内容を確認するものとします。

##### (2) 個別避難計画作成の優先度

次の条件を踏まえて判断するものとします。

避難行動要支援者名簿登載者のうち、ハザード区域（洪水・津波・土砂災害）に居住しているもので、次のいずれかの要件を満たす者。

### 3. 指針等

#### 【第2編 避難行動要支援者の避難支援等 第2章 個別避難計画】

- ① 「避難行動要支援者名簿登載要件 イ」に該当する者（要介護3～5の者）
- ② 「避難行動要支援者名簿登載要件 ウ」に該当する者のうち重症心身障がい者の認定を受けている者
- ③ 「避難行動要支援者名簿登載要件 ウ」に該当する者のうち視覚かつ聴覚障がい者
- ④ 「避難行動要支援者名簿登載要件 カ」に該当する者（医療的ケア児・者）
- ⑤ 「避難行動要支援者名簿登載要件 キ」に該当する者のうち人工呼吸器装着者
- ⑥ その他、市長が優先度が高いと認めた者

#### (3) 個別避難計画の記載事項等

市は、個別避難計画を作成するに当たり、以下の事項を記載するものとします。また、避難行動要支援者名簿で集約している情報を活用するとともに、本人とその家族、避難支援等関係者から収集した情報を個別避難計画に反映し、作成します。

- ア 氏名、カナ氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ク 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ケ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

#### (4) 個別避難計画の保管等

作成した個別避難計画は、原本を市が保管し、避難行動要支援者本人及び、必要とする避難支援等関係者に控えとして写しを交付し保管させるものとします。

市は、個別避難計画を紙媒体で保管するとともに、データ化して保管することとします。

### 4 個別避難計画の共有・提供

#### (1) 市の共有

個別避難計画は、市の危機管理部、福祉部、子ども未来部、総合支所、地域センター、地域事務所、消防局、健康管理部において共有します。

#### (2) 地域の避難支援等関係者への提供

市は、平常時から地域における避難支援体制を構築するため、避難行動要支援者本人から同意を得て、地域の避難支援等関係者へ個別避難計画を提供することとします。

また、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の

生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、「災害対策基本法」の規定により、本人の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に個別避難計画を提供します。

## 5 個別避難計画の適正管理・更新

避難行動要支援者の状況は日々変化していくことから、市が1年に1度、個別避難計画の見直し及び確認を行います。

ただし、更新については、本人家族の申し出や避難支援等関係者等からの申し出等があった場合は、必要に応じて行うこととします。

また、個別避難計画を適正に管理することは、避難行動要支援者の個人情報と保護するとともに、個別避難計画を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との関係を円滑なものにする上で、きわめて重要となります。

そのため、個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者は、次の事項を遵守し、個別避難計画の適正管理に努める事とします。

### (1) 個別避難計画の保管及び使用の制限

個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報の安全管理のため、可能な限り、施錠のできる保管庫に保管するなど、適切に管理します。

また、個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難支援に関する目的以外に使用し、または避難支援等関係者以外に提供してはならないこととします。

### (2) 守秘義務

個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関して知り得た個人情報を漏らしてはならないこととします。名簿の提供を受けなくなった後も同様とします。

## 第3章 避難支援等

### 1 避難支援等の基本的な考え方

避難行動要支援者は、災害発生時に必要な情報を素早く的確に把握して、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動を取ることが難しく、避難支援等を必要とします。

本編において、避難支援等は、情報伝達、避難支援、安否確認の3つに大きく分類します。

- ・情報伝達・・・災害情報の把握に支援が必要な場合、避難情報などの情報提供を行う。
- ・避難支援・・・自力または家族の支援だけでは避難が困難な場合、指定避難所等の安全な場所までの移動を支援する。
- ・安否確認・・・避難行動要支援者の安否が不明な場合には、電話や戸別訪問により、避難行動要支援者の状況確認を行う。

大規模な災害が発生した場合には、行政のみによる避難支援等は困難となります。そのため、市は、共助の考え方を基本として、家族、近隣の者、地域組織、福祉サービス事業者等の職員など、避難行動要支援者の身近にいる人がまずは避難支援等に当たるよう、日頃から啓発を行い、地域における避難行動要支援者避難支援体制構築の取組みを促します。

また、地域における避難支援を円滑に進めるために、日頃から地域住民同士の交流を深め、地域ぐるみで避難支援を行う意識の啓発を行います。さらに、実効性のある避難支援を実施するため、個別避難計画を作成します。

地域における避難支援体制の構築については、マニュアル等を別に示します。

### 2 平常時の避難支援体制の構築

#### (1) 市の避難支援体制の構築

危機管理部、福祉部、子ども未来部、健康管理部、総合支所、地域センター、地域事務所は、地域の避難支援等関係者が平常時から避難行動要支援者名簿により、地域に住む避難行動要支援者を把握し、支援体制の構築に取り組むよう支援を行います。また、実効性のある避難支援を行うため、個別避難計画を作成し、避難支援等関係者との情報共有を進めます。

さらに、総合支所、地域センター、地域事務所は、災害時に避難行動要支援者の避難支援を迅速に実施するため、避難支援等関係者の連絡先を把握するなど、情報伝達体制を整備します。

また、支援体制が整備されていない地区を把握し、特に避難支援等が必要な地区については、早急に支援体制の構築を進めます。

#### (2) 地域による避難支援体制の構築

##### ① 避難支援体制構築の推進

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者は、発令された避難情報を避難行動要支援者及び避難支援者に確実に届けるための情報伝達体制や地域による避難支援を行うための体制の整備を行います。

その際には、地域内の各組織・団体と役割分担をするなど、連携して避難支援体制の構築を行います。

また、避難支援等関係者は、災害時の安否確認について、市（各支部）から協力の要請があった場合に備え、避難支援者と連携して避難行動要支援者の安否情報の集約を行い、各支部への情報提供ができる体制を整備します。

なお、自主的に避難支援体制を整備している地域自治区等については、先行的な取組もいかしながら、支援体制の整備を進めます。

## ② 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となります。

そのため、市は避難支援等関係者とされた者が避難支援等に法的な義務を負うものではなく、また、避難行動要支援者名簿に掲載されたとしても、必ず支援が受けられるものではないことを周知します。

また、避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについて、避難行動要支援者の理解を得られるように、平常時から周知を行います。

また、地域で避難支援体制を構築する際には、安全な避難支援等が実施できるように、地域内の関係組織・団体が話し合いにより、避難支援のルールを決めておくこととします。

## 3 災害時の避難支援

### (1) 支援体制の立ち上げ

災害が発生し、または発生するおそれのある場合、市（各支部）は、避難行動要支援者名簿又は個別避難支援計画に基づき、情報伝達等が迅速に行われるよう連絡体制の確認等を行います。

さらに、災害警戒本部と同時に、福祉対策部に要配慮者支援班を立ち上げます。

### (2) 情報伝達の実施

#### ① 市における情報伝達

各支部は、避難情報等を発令したとき、及び避難所を開設したときは、多様な情報伝達手段を活用して、地域の避難支援等関係者または、避難行動要支援者本人や家族に対し、事前に整備した情報伝達体制の下、速やかに情報の提供・伝達を行うものとします。

なお、連絡体制が未整備の地区においては、避難行動要支援者名簿を基に、地域の避難支援等関係者と協力して、情報伝達を行います。

## ② 地域の避難支援等関係者における情報伝達

市や防災関係機関が発令する情報の伝達を受けたときは、事前に整備した情報伝達体制の下に、情報伝達を行います。また、避難情報等が発令された場合は速やかな避難を促します。

なお、情報伝達体制が未整備の地区に関しては、避難行動要支援者名簿を基に可能な限り、情報伝達を行うものとします。

## (3) 避難支援の実施

### ① 市の役割

各支部及び福祉対策部は、個別避難計画に基づき、地域の避難支援等関係者と連携を図りながら、迅速な避難支援が行えるよう支援するとともに、必要な場合は、消防対策部の出動を要請します。

個別避難計画が、未作成の避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を基に、地域の避難支援等関係者と連携し、避難支援を行います。

### ② 地域の避難支援等関係者及び避難支援者の役割

個別避難計画を基に、可能な限りの避難支援を実施します。その際、地域の避難支援等関係者や避難支援者以外の支援が必要な場合には、状況に応じて、それぞれの居住する地域の各支部に応援要請を行うものとします。

また、個別避難計画が未作成の避難行動要支援者においても、避難行動要支援者名簿を基に、可能な限り避難支援を行うものとします。

### ③ 避難支援における留意事項

地域の避難支援等関係者および避難支援者は、風雨が強い場合や浸水が始まっているなど、自身の安全が確保できない状況においては、専門的な装備や資機材が必要となることから、無理をしての避難支援は控え、市の各支部に応援要請を行うものとします。

## (4) 避難状況の把握及び安否確認の実施

### ① 安否情報の収集を行う災害

避難行動要支援者の安否情報の収集は、市（本部対策室、福祉対策部）からの安否確認の実施の要請を受けて行うこととします。

### ② 市の役割

要配慮者支援班は、避難行動要支援者の避難状況や安否情報について、必要に応じて各支部からの情報を収集するとともに、関係者等からの照会に対応します。

また、各支部は、安否確認の実施が要請されたときは、避難行動要支援者の避難状況及び安否情報を集約し、福祉対策部からの指示により要配慮者支援班へ報告するものとします。

す。

さらに、各支部は、地域の避難支援等関係者等から集約した情報を避難行動要支援者名簿と照合し、避難の状況を把握するとともに、避難行動要支援者に係る問い合わせ等への対応を行うものとします。

### ③ 地域の避難支援等関係者及び避難支援者の役割

地域の避難支援等関係者は、市からの安否確認の実施について協力の要請を受けた場合は、避難支援者等と連携して、速やかに、避難行動要支援者の安否を確認し、それぞれの居住する地域の各支部に報告するものとします。

## (5) 関係団体との連携

### ① 宮崎市社会福祉協議会との連携

宮崎市社会福祉協議会では、平常時から避難行動要支援者名簿の提供を受け、避難支援等が必要なものを事前に把握しておき、災害時には、市からの依頼により、可能な限り避難支援等に協力します。

そのため、市は、平常時から宮崎市社会福祉協議会との連携を図ります。

### ② 福祉サービス事業者との連携

福祉サービス事業者によるサービス利用者については、担当する介護支援専門員や相談支援専門員等が、安否確認や避難支援を実施している場合もあることから、災害発生時には、福祉対策部において福祉サービス事業者と連絡を取り、避難行動要支援者の安否情報等を把握します。

そのため、福祉部局、子ども未来部局は平常時から、福祉サービス事業者との協力体制の構築を進めます。

## (6) 情報提供拒否者等への対応

### ① 情報提供拒否者への対応

災害が発生し、または災害が発生するおそれのある場合で、避難行動要支援者の生命または身体を保護するために必要のあるときは、市（各支部及び福祉対策部）は、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、地域の避難支援等関係者その他の者に名簿情報等を提供し、可能な範囲で、避難支援等を行うよう要請します。

市は、避難支援等関係者その他の者による避難支援を支援するとともに、避難支援等関係者その他の者のみでは対応できない場合は、市職員などによる避難支援等を実施します。

### ② 自治会等未加入者等への対応

市は、災害時の避難支援については、地域における共助が基本となることから、自治会等の地域組織への加入を促進します。

### 3. 指針等

#### 【第2編 避難行動要支援者の避難支援等 第3章 避難支援等】

---

避難行動要支援者のうち、自治会等への加入の呼びかけに応じない者や自治会等未結成地域の者については、地域での避難支援が受けられない可能性もあることから、その旨を市（各支部及び福祉対策部）は避難行動要支援者名簿を活用して、平常時から把握しておくこととします。

災害が発生した場合には、市（各支部）が避難支援等に当たりますが、行政だけでは十分な対応が取れないことも予測されることから、地域の避難支援等関係者と連携しながら、避難支援等を実施します。

## 第3編 避難後の支援活動

### 第1章 避難所等における要配慮者支援体制

#### 1 相談窓口の設置

要配慮者に必要とされる支援は一人一人異なり、また、心身の状態等によっても異なることが考えられます。

このことから、避難生活が中長期にわたる場合には、市（本部対策室又は福祉対策部）は、災害相談窓口を開設し、支援ニーズを把握するとともに、必要なサービスの提供に努めます。さらに、市（健康管理対策部）では、救護所や巡回保健活動において、健康相談を行います。

また、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどの福祉関係者、地域の支援者の協力も得ながら避難所での相談体制を整えます。

#### 2 情報提供

避難所では、情報が不足することにより要配慮者が必要以上に不安を抱くことが想定されることから、報道機関や市等からの情報を的確に提供する必要があります。

このため、市（各支部）は、情報提供に当たって、それぞれ要配慮者の心身の状態に配慮し、紙媒体や音声・文字などの様々な方法を用いて実施します。また、掲示物や紙媒体での情報提供では、文字を大きくしたりイラストを用いるなどして、高齢者から子ども、外国人まで誰でも分かりやすい表示に努めます。

#### 3 生活環境の整備

市（本部対策室、各支部、福祉対策部）は避難所での要配慮者の避難状況に応じて、バリアフリー化されていない避難所については、要配慮者が利用しやすいようスロープや障がい者用トイレの仮設に努めるとともに、要配慮者には畳部屋や冷暖房設備が整備された部屋を割り当てるなどの配慮を行います。また、オムツの交換や授乳ができる場所の確保にも配慮します。

さらに、避難が長期化する場合には、畳やマット等の敷設やプライバシー確保のための間仕切りなど、生活環境の整備に努めます。

#### 4 医療・福祉サービスの継続

避難所で生活する要配慮者の中には、個々のケースに応じて、在宅医療や福祉サービスが必要となる場合があります。このことから市（福祉対策部及び要配慮者支援班、健康管理対策部）は関係機関やサービス事業者と協力し、適切な医療・福祉サービスを確保・継続できるように努めます。

#### 5 こころのケア

被災した経験や、慣れない避難所での生活が続くことにより、身体的な疲労に加えてストレ

### 3. 指針等

#### 【第3編 避難後の支援活動 第1章 避難所等における要配慮者支援体制】

---

スの蓄積による体調の変化や、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）等が懸念されます。

市（健康管理対策部）は、県精神保健福祉センターや関係機関の協力を得ながら、PTSDを含む精神保健活動など、こころのケアに取り組みます。

### 6 健康管理

避難所は、避難者や支援関係者など、多くの人たちが出入りすることから、要配慮者の健康管理のほか、栄養対策、感染症対策、食中毒対策など予防対策が大切になります。

市（健康管理対策部）は、関係機関と連携しながら継続的な保健活動を行います。

### 7 避難所以外の要配慮者への支援

被災した要配慮者の中には、他人との共同生活が難しい等の理由から避難所以外の自家用車や自宅敷地内で避難生活を送る人がいることも考えられます。

市（各支部、福祉対策部、子ども未来対策部、要配慮者支援班、健康管理対策部）は、自治会、民生委員・児童委員等地域の支援者及び関係機関と連携しながら、こうした避難生活を送る要配慮者の所在や現状の把握に努めるとともに、本人が必要とする支援策を実施します。

### 8 福祉避難所・医療機関等への移送

市（本部対策室、要配慮者支援班、健康管理対策部、各支部）は、健康状態の確認や相談に応じながら、必要な場合には福祉避難所の設置を行い、移送を検討します。また、状況によっては、福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院などの対応を行います。

### 9 民間団体等との連携

災害時においては、要配慮者支援にボランティア団体、障がい者団体等の力を借りることも有効な方策の一つとなります。

そのため、市（福祉対策部、子ども未来対策部）は民間団体等と必要な連携を図るため、平常時から、要配慮者支援に対する協力体制の構築に努めます。

また、市社会福祉協議会が主体となって設置する災害ボランティアセンターにおいて、被災した要配慮者ニーズに基づき、災害からの早期復旧・復興を目指した生活支援等を行います。

## 第2章 福祉避難所

### 1 福祉避難所の概要

災害時における要配慮者を含む被災者の避難生活場所については、在宅での避難生活、一般の指定避難所での生活、福祉避難所での生活、緊急的な入所（緊急入所）等が考えられます。

市は、高齢者、障がい者等で指定避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所として、避難が長期化する等、必要とする状況となった場合に、福祉避難所を開設します。

### 2 福祉避難所の対象となる要配慮者

福祉避難所の対象となる要配慮者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等への入所や医療機関への入院するに至らない程度の者であって、通常の指定避難所での生活において特別な配慮を要する者としてします。

具体的には、高齢者、障がい者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその家族又は介助者となります。

なお、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等への入所対象者はそれぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の受入れ対象者とはなりません。しかしながら、緊急かつ一時的に福祉避難所へ避難することが必要な場合には、福祉避難所へ受入れた後、適切に対応するものとします。

### 3 福祉避難所の整備

市は避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等を通じて、福祉避難所を必要とする要配慮者の概数把握に努めるとともに、福祉避難所の整備を進めます。

#### (1) 福祉避難所の指定

市は災害対策基本法施行規則第1条の9の基準に加えて、バリアフリー化等を考慮し、要配慮者の利用に適している施設等を、予め福祉避難所として指定します。また、指定福祉避難所として指定したときは、その名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる対象者等を公示し、周知に努めます。

#### (2) 社会福祉施設等を福祉避難所として利用するための協定締結

市は、福祉避難所として利用可能な社会福祉施設等と福祉避難所として利用するための協定締結を行い、大規模災害時における要配慮者の避難場所の確保に努めます。

協定書には、受け入れる際の要件や費用負担等について明らかにし、円滑な福祉避難所の開設や運営を図ることとします。

### 3. 指針等

#### 【第3編 避難後の支援活動 第2章 福祉避難所】

---

#### 4 福祉避難所の開設と運営

市（本部対策室、福祉対策部、子ども未来対策部、要配慮者支援班、各支部）は、避難所配備職員から、指定避難所での生活に特別な配慮が必要な要配慮者がいるとの報告を受けた場合には、福祉避難所の開設について調整等を行い、開設・運営を行います。

福祉避難所の開設・運営については、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、避難訓練等において実効性を確認します。

また、避難行動要支援者の個別避難計画作成等を通じて、福祉避難所への直接の避難が必要とされた場合には、事前に指定福祉避難所等と受入れ対象者の調整等を行うことで、福祉避難所への直接の避難が可能となるよう努めます。

## 《資料》

### 【資料】

- 1 要配慮者の特性ごとに把握すべき内容
- 2 宮崎市要配慮者支援班設置要綱

資料1 要配慮者の特性ごとに把握すべき内容

種別	身体的状況等の特性	配慮事項、特徴的なニーズ	
①介護支援が必要な高齢者	<p><b>【高齢者一般】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○体力が衰え、行動機能が低下し、迅速に行動できない場合がある。</li> <li>○避難情報や緊急事態の察知が遅れる場合がある。</li> <li>○家族と同居している高齢者でも、昼間は独居となる場合がある。</li> </ul> <p><b>【寝たきり高齢者等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○運動機能やバランス機能が低下していることから、自力での避難が困難である。</li> <li>○体温調節機能の低下から、温度の変化等への対応能力が弱くなっている。</li> </ul> <p><b>【認知症の高齢者等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○記憶力の低下、時間や季節感の感覚が薄れる等の見当識障がい、妄想、徘徊などの症状がみられ、自分で判断し行動することや自分の状況を説明することが困難である。</li> <li>○単独での避難生活が難しく、徘徊による負傷等のおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の避難誘導に際しては、転倒を防ぐため、移動の際の段差や傾斜、路面の凍結等滑りやすさに十分注意する必要がある。</li> <li>○高齢者は迅速な移動が困難なため、避難開始に当たって余裕を見て行動する必要がある。</li> <li>○避難の際は、落ち着いた行動を促すことに留意する。</li> </ul>	
②障がい者	視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害の状況を知ることができない。（視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。）</li> <li>○災害時には、住み慣れた地域でも環境が変わることで、いつもどおりの行動ができなくなる。</li> <li>○避難所等慣れない場所で行動することが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○視覚による緊急事態等の覚知が難しいため、音声による情報伝達及び状況説明が必要。</li> <li>○日常の生活圏外では、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要。</li> <li>○補助犬などは、使用者と離ればなれにならないための配慮が必要。</li> </ul>
	聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○音声による情報が伝わらない。（視覚以外では異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。）</li> <li>○言葉で人に知らせることが難しい。外見からは障がいのあることが分からない。</li> <li>○中途失聴者の場合は、情報伝達方法に注意が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要である。</li> </ul>
	音声・言語・そしやく機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平常時でも、言葉で人に知らせることが難しい。</li> <li>○外見からは障がいのあることが分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である場合が多いため、状況に応じて筆談などの様々な方法による状況説明が必要である。</li> </ul>
	肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の身体の安全を守ることが難しい。</li> <li>○自力で避難することが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補助器具が必要である。この場合、メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品である。</li> <li>○担架等での避難支援が必要な場合がある。</li> </ul>

種別	身体的状況等の特性	配慮事項、特徴的なニーズ
重症心身障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ほとんど寝たまま、自力では起き上がれない人が多い。</li> <li>○独りでの歩行ができないため、自力で避難することが難しい。</li> <li>○誤えんを起こしやすく、自力での食事が困難である。</li> <li>○肺炎や気管支炎を起こしやすく、てんかん発作を持つ人も多い。</li> <li>○言葉による理解や意思疎通が困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○体温の調整が苦手なので、室内の温度に配慮が必要である。</li> <li>○手足が細く骨がもろくなっている人が多いため、介助時に配慮が必要である。</li> <li>○その人に合った方法でコミュニケーションを取る必要がある。</li> <li>○排せつ、入浴には全介助が必要である。</li> <li>○痰の吸引や人工呼吸器、酸素ボンベの管理など医療的なケアが必要な場合がある。</li> </ul>
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいによっては、自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。</li> <li>○外見からは障がいのあることが分からない。</li> <li>○心臓、腎臓、呼吸器などに機能障がいがあり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。</li> <li>○医薬品を携帯する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合は、車いす等の補助器具が必要である。この場合、メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品である。</li> <li>○医薬品や医療機材を携帯する必要があるため、医療機関等による支援が必要である。</li> <li>○ストーマ装用者にとってはストーマ用装具が必要である。</li> <li>○人工透析患者は3～4日以内の透析が必要のため、医療機関の支援が必要である。</li> </ul>
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○急激な環境の変化に順応しにくい。</li> <li>○一人では理解や判断することが難しく（緊急事態等の認識が不十分な場合）、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いて分かりやすく伝えて事態の理解を図る。</li> <li>○日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導する必要がある。</li> </ul>
発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えることが困難な場合がある。</li> <li>○災害の深刻さや状況を理解しにくく、危険性の度合いや必要性を受け止めにくい。</li> <li>○環境の変化に順応しにくく、精神的動揺が激しい場合がある。</li> <li>○集団生活になじめない場合がある。</li> <li>○否定的な表現や強制はパニックを引き起こす場合がある。</li> <li>○こだわりが強く、その状況を変化させることへの適応が難しい場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○肯定的な表現を用いる、常に落ち着かせるなど精神面での配慮が必要である。</li> <li>○避難所で個室や間仕切りの確保等の配慮が必要な場合もある。</li> <li>○急な変更や変化に対応することが難しいため、実現可能な情報提供が必要である。</li> </ul>
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。</li> <li>○自分で危険を判断し、行動することができない場合がある。</li> <li>○普段から服用している薬を携帯する必要がある。</li> <li>○不眠などの身体面、気分の落ち込みや意欲の低下などの感情面のほか、生活・行動面など様々な症状がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気持ちを落ち着かせることが必要である。</li> <li>○日頃から自ら薬の種類を把握するよう指導するとともに、医療機関による支援が必要である。</li> </ul>

②障がい者

種別	身体的状況等の特性	配慮事項、特徴的なニーズ
③難病患者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○疾患によって、身体障がい者手帳等を所持し、あるいは、障がい者に準ずる状態にあることから、それぞれの特性に配慮した対応を取る必要がある。</li> <li>○治療法が確立していない疾患であることから、日常的に必要な医薬品等を確保する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○肢体が不自由な場合や、外見からは障がいがあることが分からない場合があるため、それぞれの病態や症状に応じた避難誘導等の援助が必要である。</li> <li>○慢性疾患患者が多く、医薬品の確保について医療的援助が必要な場合がある。</li> <li>○人工呼吸器、痰の吸引、在宅酸素、経管栄養など医療的なケアが必要な場合がある。</li> </ul>
④傷病者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○負傷の状況によっては、無理な移動が生命の危険につながることもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○負傷の程度により、他の要配慮者と同様の各種支援が新たに必要になる。</li> <li>○医療施設への搬送が基本となるが、大規模災害が発生し重傷者が多数発生した場合、救急の対応には限界がある。</li> </ul>
⑤乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> <li>○摂取できる食事に制約がある場合がある。（ミルク、離乳食等による食事制限）</li> <li>○夜間の夜泣き、夜尿症等を伴う場合がある。</li> <li>○災害時のストレスに伴う心身の変調を自分で認識し、説明できないため、健康状態・精神状態の把握が困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○粉ミルク、離乳食、哺乳瓶、おむつ等を確保する。</li> <li>○育児室を就寝場所から離れた場所に設置する等、室内の配置について配慮が必要である。</li> <li>○居室・被服による温度調整（体を冷やさないように）に努める。</li> </ul>
⑥妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>○迅速な移動が困難であったり、精神的に情緒不安定となったりする可能性がある。</li> <li>○災害時の環境変化やストレス等が流産や早産につながる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人の意向を確認の上、避難時の介助が必要な場合がある。</li> <li>○避難所での保健医療サービスの提供や、心のケア対策などが必要である。</li> <li>○避難所生活中、十分な栄養が取れるように努める。</li> <li>○居室・被服による温度調整（体を冷やさないように）に努める。</li> <li>○避難所に授乳場所を確保する。</li> <li>○状態が急変した場合（分娩等）、医療機関等による支援が必要となる。</li> </ul>
⑦小学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非常事態に取るべき行動が分からない場合がある。</li> <li>○保護者不在での避難が困難な場合がある。</li> <li>○年齢に応じた対応が必要となる。</li> <li>○避難所などの集団生活により、気持ちが高ぶることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時に保護者が不在の場合の避難についての備えが必要である。</li> <li>○必要な情報は、簡単な言葉で分かりやすく伝えるように努める。</li> <li>○学校と災害時の対応を確認しておく。</li> <li>○避難所での生活ルールを保護者から伝え、その場にあった行動を取らせる。</li> </ul>
⑧日本語が不自由な外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本語でのコミュニケーションが困難な場合があり、発災時の災害情報や避難所での掲示情報を正しく認識できない。</li> <li>○生活習慣・文化等が異なる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時の災害情報、避難経路・避難場所等について多言語やピクトグラム（絵文字）・イラスト等で伝達する等の工夫が必要である。</li> <li>○情報の伝達に日本語を用いる場合は、できるだけ分かりやすい言葉を使い、漢字にはふりがなをふったりイラストなども使用する。</li> <li>○生活習慣・文化等多方面での配慮が必要である。</li> </ul>

## 宮崎市要配慮者支援班設置要綱

### (設置目的)

第1条 この要綱は、宮崎市要配慮者避難支援プランに規定する要配慮者支援班の設置について、宮崎市地域防災計画に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (掌握業務)

第2条 要配慮者支援班は、次に掲げる業務を所掌する。

- 一 避難行動要支援者の避難状況及び安否情報の全体集約に関すること
- 二 福祉避難所の連絡調整に関すること

### (組織)

第3条 要配慮者支援班の組織は、次のとおりとする。

- 一 班長 福祉総務課長 1名
  - 二 班員 福祉総務課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、社会福祉第一課、社会福祉第二課、指導監査課、保育幼稚園課、子育て支援課、親子保健課の職員のうち、それぞれの課の所属長が指名する者 各1名
- 2 前項の規定にかかわらず、班長は必要と認めるときは、前項に規定する者のほかに班員を任命することができる。
- 3 班長は、要配慮者支援班の業務を総轄する。

### (設置時期)

第4条 宮崎市警戒本部が設置されたときは、直ちに要配慮者支援班を設置する。

- 2 前項の規定にかかわらず、班長は、必要と認めるときは、本部総括班長と協議し、要配慮者支援班を設置することができる。

### (設置場所)

第5条 要配慮者支援班は、福祉総務課内に設置する。

### (庶務)

第6条 要配慮者支援班の庶務は、福祉総務課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要配慮者支援班の運営に関し必要な事項は、班長と班員が協議のうえ定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月31日)

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 01 災害ボランティアセンター本部設置・運営マニュアル【抜粋】

## 災害ボランティアセンター本部の設置基準

災害ボランティアセンター本部（以下、「災害VC本部」という）の立ち上げの1つの基準として、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模又は広域的な災害発生時を想定しています。

災害VC本部は、下表の大規模、中規模の場合に設置します。

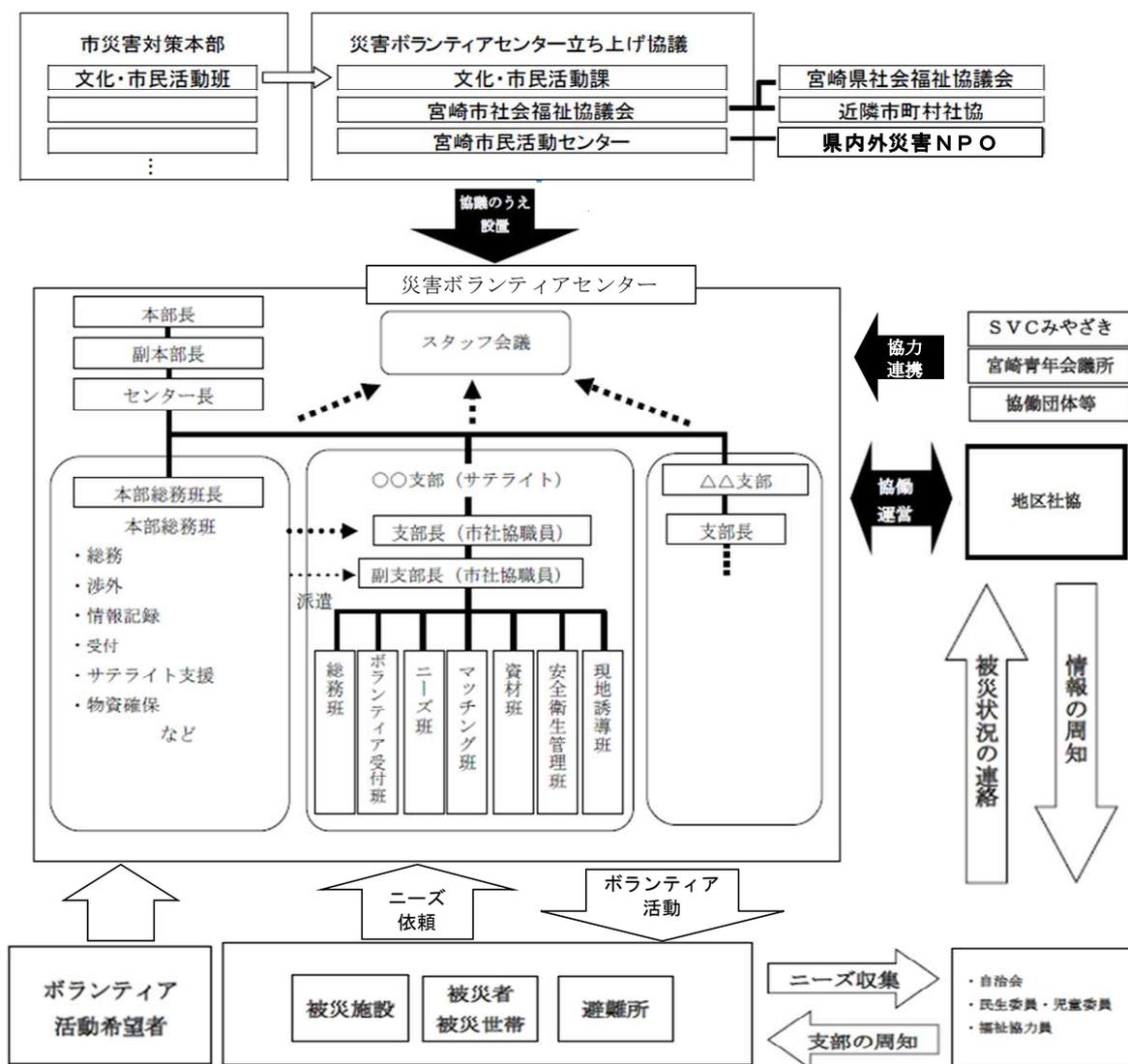
規模	被災状況	救援活動の体制	設置有無	過去の災害事例
小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比較的、局所的な小規模災害</li> <li>・ 一部地域で家屋が半壊</li> <li>・ 一部地域で多数の床下浸水</li> <li>・ ライフラインがほぼ正常稼働</li> <li>・ 一部地域で住民が避難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害VC本部は設置しない。</li> <li>・ 宮崎市社会福祉協議会が中心となり被災者のニーズに沿ったボランティアコーディネートを実施する。各機関は連携し、情報を共有する。</li> </ul>	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風16号 (H28 宮崎)</li> </ul>
中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中規模災害</li> <li>・ 市町内で多数の家屋が全壊・半壊</li> <li>・ 市町内で多数の床上浸水、床下浸水</li> <li>・ ライフラインが一部寸断</li> <li>・ 一部地域で人的被害が発生し、避難所が開設</li> <li>・ 交通網が一部でマヒ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時から1日を目処に災害VC本部を設置する。</li> </ul>	有	
大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 激甚災害。被害が多く、県内の大部分が被災</li> <li>・ 広域で多数の家屋が全、半壊や床上、床下浸水</li> <li>・ 死傷者多数、避難所が開設</li> <li>・ ライフラインが広範囲にわたり途絶</li> <li>・ 幹線道路や鉄道など交通網がマヒ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時から3日を目処に災害VC本部を設置する。</li> </ul>	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風14号 (H17 宮崎)</li> <li>・ 東日本大震災 (H23)</li> <li>・ 熊本地震 (H28)</li> </ul>

※全国社会福祉協議会作成「社会福祉協議会の災害救援活動方針の判断基準（例示）」を引用（一部修正）

※災害VC本部を設置しない場合の対応は、P15に掲載しています。

## 災害発生から災害VC本部の設置まで

### (1) センター本部の関連図



### (2) センター本部の設置判断

#### ①設置判断

災害発生後、被災状況に応じて宮崎市役所内に市長を本部長とした「宮崎市災害対策本部及び災害復旧対策本部（以下、「市災対本部」という）」が設置され、文化・市民活動班（文化・市民活動課）は、市災対本部と連携し、中心となって情報収集を行ないます。

災害VC本部の設置基準等により文化・市民活動班が主体となり、宮崎市、宮崎市社会福祉協議会、市民活動センターの三者で協議のうえ、災害VC本部を設置します。

#### ②設置協議までの流れ

文化・市民活動班は災害VC本部設置が必要と認められる場合は、文化・市民活動課において協議し、速やかに宮崎市災害ボランティア運営緊急連絡網を使用し、各機関連絡代表者（各機関防災担当者）に日時、協議場所（宮崎市役所又は宮崎市社会福祉協議会）を連絡します。各機関連絡代表者は、各組織に連絡し組織間の調整を図ります。

### (3) センター本部の設置場所

災害VC本部は、立地（高台にあること）、駐車場の確保、資機材配備の観点から、原則として宮崎市総合福祉保健センター（花山手）に設置します。

### 3. 指針等

#### 【災害ボランティア】

---

但し、災害時の状況により宮崎市総合福祉保健センターに設置することが困難である場合には、市民活動センターに設置します。

なお、宮崎市総合福祉保健センター及び市民活動センターに災害VC本部を設置することが困難である場合には、あらかじめ選定した候補地から、宮崎市災対本部と協議の上設置場所を決定します。

(4) センター本部の設置はないが、被災者の支援ニーズがある場合の対応

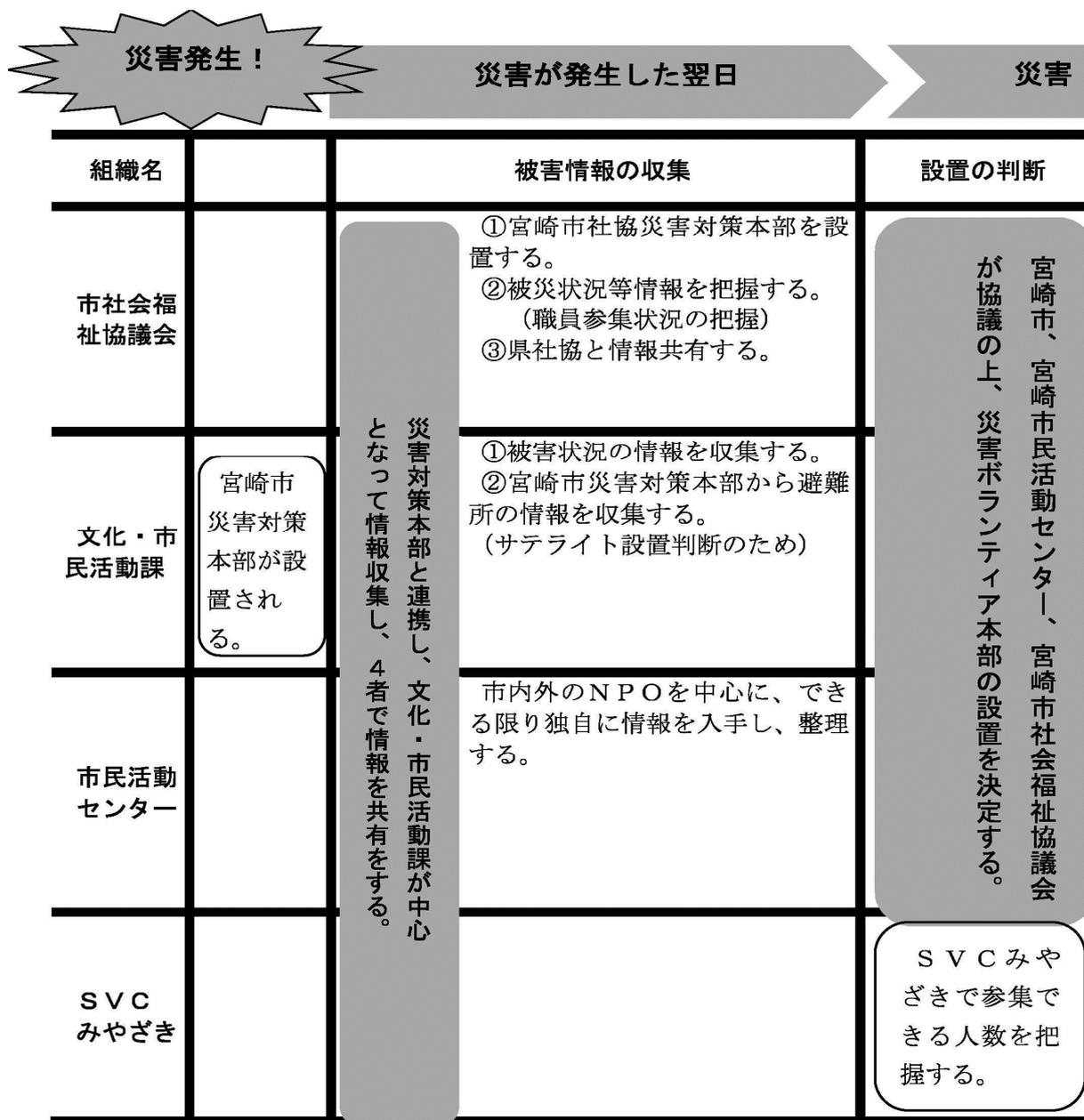
①小規模災害の場合

被災地域からのボランティアの要請が想定される為、文化・市民活動課は、宮崎市社会福祉協議会と市民活動センターの三者により情報共有及び今後の対応について協議を行います。

②被災者のニーズに沿ったボランティアコーディネートが必要となった場合

宮崎市社会福祉協議会の通常のボランティアセンターの業務として行いますが、実施にあたっては、関係機関と積極的に連携し対応します。

【 宮崎市災害V C本部開設までの流れ 】



【 宮崎市災害VC本部開設までの流れ 】

